



★ 参加して下さい

1) VAWW-NET Japan 春の合宿

「女性国際戦犯法廷」のための刑事法入門講座

講師：前田朗さん（東京造形大学助教）

宮本弘典さん（関東学院大学助教授）

日時：3月21日午後1時～22日正午

場所：SCAT セミナールーム（地下鉄東西線神楽坂駅）

参加費：5000円（一泊2食付：遠方参加者割引有）

女性国際戦犯法廷を開くために必要な基礎知識を学ぶだけでなく、マクドゥーガル報告の勉強もやってみようという欲張った企画。どのような「法廷」にしたいのか、できるのかを、夜を徹して(?)話し合いたいと思います。

「法廷」の意義を感じ、成功させるぞ!という気持ちがある方ならどなたでも大歓迎。

※参加希望の方は事務局（FAX 03-5337-4088）までご連絡ください。詳しい案内をお送りします。

2) 1999年公開連続講座

第2回「ベトナム戦争とラッセル法廷」

講師：古田元夫さん（東京大学大学院

総合文化研究科教授、日本ベトナム友好協会理事）

日時：4月3日（土）午後2：00

場所：東京YWCA101号室

（JR 茗荷谷駅・地下鉄新茗荷谷駅徒歩3分）

参加費：700円 協力：東京YWCA

ベトナム戦争の際に、アメリカのベトナム侵略に反対する世界の著名な知識人が、イギリスの哲学者バートランド・ラッセルの呼びかけで、民間の反戦運動として、アメリカの戦争犯罪を告発する国際法廷を開催しました。このラッセル法廷の活動と、戦争犯罪告発の民衆運動としての意義、およびそこでのジェンダーに関わる問題の扱いなどを考えたいと思います。

ラッセル法廷は、2000年「女性国際戦犯法廷」の先例ともいえる法廷です。

★ お願い

同封&配布して下さい

「女性国際戦犯法廷基金」チラシがたくさんあります。あなたの一口2000円で2000年「法廷」を成功させよう!と、調査や「法廷」のための費用の協力を呼びかけたもの。機関誌やニュースレターなどの発送のときに同封して下さい。集会などの資料に折り込んで下さい。

★ どうぞよろしく

留守がちで迷惑をかけることが多かった事務局も、数名の運営委員の他に、アルバイトやボランティアのスタッフが増えつつあります。日本語に強い米独女性3人のボランティア協力もうれしいことです。機会をつくって順次紹介したいと思いますが、今回は、何かと多い雑用をさわやかにこなしてくれる二人の一言自己紹介を。

羽柴摩耶子さん「大学3年で、法学部。国内法の勉強をしています。ゼミで国際人権法をやっています。母がVAWW-NET Japanに参加していたこと、女性の人権について興味があったことから、お手伝いしています」

中澤登水子さん「現在大学院で「音楽と社会」をテーマに学んでいます。他の人文学科の分野と同様、音楽においても「女性」がキーワードとして定着しつつあります。昨年12月に何気なく参加したシンポジウムで戦争と女性についての勉強不足を痛感し、VAWW-NETの活動を手伝いながら勉強させてもらうことにしました」



編集後記

いつもはEメールやFAXでニュースをお届けしていますが、今回は「春の特別号」にしてみました。原稿協力してくださった各地の会員の皆さん、どうもありがとう。

今年は少し早めに桜が咲き始めるとか。お花見しましょ、温泉に行きましょ!と威勢のいいことを言いながら、どこかで2000年、2000万、2000円と呪文のように唱えている自分がコワイ…。(J)

VAWW-NET Japan ニュース

「戦争と女性への暴力」
日本ネットワーク

FAX 03-5337-4088

E-mail vaww-net-japan@jca.ax.apc.org

春の特別号

1999年3月8日

1部 100円

★国際実行委員会がソウル会議で発足★

国際諮問委員会メンバー、女性法律顧問も決まる

松井 やより (VAWW-NET Japan 代表)

「女性国際戦犯法廷」の第2回国際準備会議が、2月18、19日の2日間ソウルで開かれ、12月の準備会議に欠席したVAWW-NETのインダイ・サホールさんもフィリピンから参加し、女性国際戦犯法廷国際実行委員会(WTIOC)が正式に発足しました。

ソウル会議には日本からVAWW-NET Japan 代表松井やより、副代表中原道子、西野瑠美子、台湾から台北婦女救援基金の江美芳さんが参加。韓国挺身隊問題対策協議会共同代表で、韓国女性国際戦犯法廷準備委員会委員長の尹貞玉さんが議長で、法廷の性格、法廷までの予定、予算なども検討しました。

国際実行委員会は、VAWW-NET Japan、被害国（韓国、フィリピン、台湾、中国、インドネシア、北朝鮮など）と、ソウルで新たに決定した国際諮問委員会(IAC)の3者で構成されます。IACのメンバーは9人で、どの女性も、戦時性暴力の問題に取り組んでいる国際的に著名な女性の人権活動家や学者です。そのうち、アリアン・ブルネ(カナダ、ルワンダ問題)、フローレンス・ブテグワ(ウガンダ)、ティナ・ドルゴボル(オーストラリア、12月シンポの基調講演者)、マリメ・エリー・ルカ(アルジェリア、パリ在住)、レバ・ムラジノビッチ(セルビア)そして、インダイ・サホールの6人は97年東京での「戦争と女性への暴力」国際会議に参加した女性です。あとの3人は、米国の女性解放運動の初期の活動家で「女性の人権」を提唱したシャーロット・パンチ、国際刑事裁判所(ICC)の女性コーカス・コーディネー

ターのアルダ・ファシオ(コスタリカ)、アムネスティ・インターナショナルロンドン本部のエドナ・アキノ(フィリピン)です。

また、法律顧問をテオ・ファン・ボーベン教授のほか、国際法の第一人者であるロンダ・カブロン・コロンビア大学教授にお願いすることが決まりました。彼女はジェンダーの視点からのICC規約作りにおおに貢献した女性です。今ニューヨークで開かれているICC関連会議に、昨年VAWW-NET Japanで大活躍した辻井美穂さんに出てもらっていますが、彼女からの連絡では、ロンダは「女性法廷」に全面協力すると約束してくれたそうです。とにかく、国際的にみてもまさに最強のチームが法廷を応援してくれるわけで、大変心強く思います。ソウル会議では、これらのIACメンバーを中心に国際実行委員会を東京で今年秋に開くことが決まりました。来日を歓迎したいと思います。

ソウル会議では、法廷のあり方についても討論し、法廷規約を作るための法律家会議をソウルで6月ごろ開くことになりました。

肝心の予算ですが、裁判官や証人など法廷への海外参加者を約50人と見てざっと17万ドル(約2000万円)かかるの見込んで募金することが決まりました。

海外からの助成も申請し、各国の負担割合はこれから相談しますが、日本でもかなりの資金を集める必要があります。どなたが募金担当をかって出下さる方はいませんか。

戦争協力法を止め、ピース・ラインをつくろう

牧田 真由美

日米新ガイドライン関連法案は、参議院の予算審議が終わりしだい審議される予定です。関連法案の一つ、周辺事態法というのは、戦争(有事)の際、自衛隊が、米軍の判断に従って、協力し参戦することを規定したもの。つまり、戦争に協力する法案です。「周辺事態」などと訳の分からない事を言いながら、国会でサッと通過させてしまおうとしています。

社民党の土井たか子さん、田英夫さんは、「まだ国会で審議に上ってもいないのに、修正について話し合われている。それは前代未聞、ルール違反である」と述べてます。この法案は小沢首相が5月訪米までに成立させる見込みといわれています。

2月末に開かれた「朝鮮の平和と日米新ガイドライン」という集会で、韓国の金充玉さんは、「日本の女性たちに、韓国、北朝鮮をはじめアジアの平和のために努力する事を提案します。60年安保より、それよりもっと激しく抵抗する『ピース・ライン』をつくって戦争に反対する流れをつくっていきましょう」と訴えました。

こうした中で、いま私たちにできることを以下にあげます。何かできることを一人ひとりがおこなうことで、「ピース・ライン」をつくっていきましょう。

- 国会に行き、周辺事態法案を審議する「特別委員会」の議員、議員秘書に「戦争に協力できない、市民は誰も賛成していない」と訴える
- 「特別委員」にFAXやTELをして、反対していることを訴える
- 地元の議員に、誰も賛成していないことを手紙に書いて出す
- 地方自治体、特に基地のある自治体は協力を「義務づけ」られているので、各自治体に請願・陳情をして、反対の意見書を出させる
- 各地で反対の意思表示行動を行う

<日米防衛協力のための指針に関する特別委員会名簿> (理事のみ)

委員長：【山崎拓】 自民 福岡2 衆2・624号
tel 3508-7624 fax 3501-7539

理事：【赤城徳彦】 自民 茨城1 衆1・206号
tel 3508-7206 fax 3592-9054

【大野功統】 自民 香川3 衆1・432号
tel 3508-7132 fax 3502-5870

【玉沢徳一郎】 自民 東北北 衆1・433号
tel 3508-7133 fax 3592-2852

【中谷元】 自民 高知2 衆2・736号
tel 3508-7468 fax 3592-9032

【中山利生】 自民 茨城3 衆2・338号
tel 3508-7088 fax 3502-5554

【畑英次郎】 民主 大分3 衆1・510号
tel 3508-7200 fax 3508-7400

【前原誠司】 民主 近畿比 衆1・601号
tel 3508-7171 fax 3592-6696

【遠藤乙彦】 公明 東京比 衆2・216号
tel 3508-7016 fax 3592-9055

【東祥三】 自由 東京比 衆2・733号
tel 3508-7320 fax 3593-7320

★ VAWW-NET Japan は、3月9日の参議院内集会 PM1時半～2時半、国会包囲行動 3時半～に参加します。



★UN調査団、「国際法廷設置を」勧告★

国連・カンボジア政府に働きかけを!

ボル・ポト派最高幹部に対する国際法廷の設置の可能性を探っている国連に関し、前ユーゴ国際戦犯法廷判事らで構成されていた国連の調査団がアナン事務総長に、国際法廷設置を勧告する報告書を2月18日付で提出した。

カンボジア政府はそれに対しボル・ポト派の報復措置を懸念し、勧告に反発。中国政府が反対する懸念もでている。

報告書の結論と勧告の要旨は3月8日に公表され、全文は15日にアナン事務総長によって安全保障理事会と総会に提出されると同時に公表される予定であるが、これまで入ってきている情報を総合すると、法廷を今世紀中に設置したいことなどから、次席検事事務所をカンボジア以外のアジア太平洋地域に設置し、次席検事事務所がカンボジア国内に真相究明委員会を設置するよう勧告。ハーグ、マニラ、またはキャンベラが法廷の候補地として上げられているようである。

ハーグ(オランダ)の旧ユーゴスラビア国際戦

犯法廷とアルーシャ(タンザニア)のルワンダ犯罪特別法廷の検事が新設される法廷に採用され、さらにこの法廷のために新たに次席検事を任命するべきとしている。

1975年から1979年の4年間に行われた大量虐殺200万人にのぼる死者を出した大量虐殺などの人道に対する犯罪で裁かれるべき人数は、調査の結果20人-30人位ではないかと報告。女性に対する暴力がどの程度対象となるのか、報告書の公表を待たないとわからない。

「法廷」設置の要請文送付先

H.E. Mr. Kofi Annan,
Secretary General,
United Nations
Fax: 1-212-963-7055
H.E. Mr. TRUONG Mealy
Royal Embassy of Cambodia in Japan
〒107-0052 港区赤坂 8-6-9

(VAWW-NET Japan 国際チーム)

★女性が頑張らなければならない時★

黒坂真論文について

東海林 路得子

彼等の持論は「慰安婦」は戦地における「売春婦」であって、国が関与し、強制的に性奴隷として働かせたのではない。そのような人がいるとしても、あくまで特殊なケースに過ぎないのだから教科書に載せるような一般性がないというものです。

驚いたのは、わたしが人権にかかわる国際会議に行ったとき、そこに出席していた「人権問題」に関係あるNGOの代表として傍聴していた若い女性たちが、「自由主義史観」の方が説得力があると言ったことです。「え?!まさか!」という思いでした。マンガとかコンピューターではそうなるのかなーと怖くなりました。

聞いてみると、慰安婦の人たちの声をじかに聞いたことがないということでした。歴史がこれまで通り権力者・支配者の側に立って書かれるのか、または被支配者・被害者の側に立って書かれるのか、これは歴史学的に大変意味のある論争だと思います。女性・弱者・被害者はいつも後ろに隠されていたわけですから、そこから見た歴史の真実として書かれてよい訳で、これこそ女性が頑張らなければならない時です。

※黒坂真氏は「慰安婦は商行為」を主張する大阪経済大学助教授。「近現代史の授業改革 VO118」に、「近現代史と慰安婦問題『自由主義史観批判』を売りものにする二著の徹底批判」と題して、「慰安婦問題Q&A『自由主義史観へ』」女たちの反論(明石書店)にある西野瑠美子さんと鈴木裕子さんの論稿を批判する論文を掲載した。

黒坂論文を読みたいという方は VAWW-NET Japan (FAX 03-5337-4088) までご連絡を。

3. 強制売春については、第二編第三章第四節「その他の犠牲者の基本的保障」で条文の引用の形で出ているのと、第三編第二章第三節「人道規則の内容」で、79年の第二議定書の引用で「個人の尊厳に対する侵害、とくに侮辱的で体面を汚す待遇、強姦、強制売春およびあらゆるわいせつ行為、あらゆる種類の奴隷待遇および奴隷売買」とある箇所が目につく程度です。「奴隷売買」という語句もここだけです。以上です。

つまり、従来の国際法学は、条約に書かれている「女子の保護」を引用する以外には、何も言及していないのが実状です。(今回は藤田久

一著を取り上げましたが、別段恨みがあるわけではありません。むしろ、「性暴力を除けば」実に優れた概説書です。国際人道法について勉強するには最適です。)

本書を乗り越えて、戦時性暴力の国際人道法を発展させるのは、VAWW-NETの皆さんの課題ですね。90年代になって「女性に対する暴力」への注目があがり、現在進行形で国際法学も発展してはいると思いますが、まだまだこれからです。旧ユーゴ・ルワンダ裁判の経験や国際刑事裁判所規程を基礎にした研究が

登場することが期待されます。(つづく)

北海道からのエール

謝罪を胸に、具体的支援からはじまって

いま、「戦争と女性への暴力を考える北海道キリスト者の会」へ

伊藤 道子

「戦争と女性への暴力を考える北海道キリスト者の会」という長い名称の会の母体は、1996年10月から始めた「北海道・従軍慰安婦クリスチャン基金」の呼びかけ人となった13名のキリスト者女性たちです。「北海道・従軍慰安婦クリスチャン基金」は、日本政府の正式謝罪と被害者への賠償を求め、「アジア女性基金」に反対することを基盤としています。すでに高齢になられた被害者の生活を支援するための活動でした。加害国の一人として、被害者の方々に心からの謝罪と愛をもって、具体的に今、支援したいという内的必然性につき動かされての募金活動でした。この趣旨の動きは、すでに「関西クリスチャン戦争罪責告白者会」が始めていましたので、それに賛同し、北海道から合流させていただいたのです。1997年4月、関西の代表とともに北海道からも2名が韓国を訪問して、多くの方々からの募金をお渡しすることができました。

1998年7月、呼びかけ人が集まって今後の取り組みについて話し合った結果、新しい

情報や国際的な動きを周りの人たちにも知ってもらい、残された時間が少ない被害者の踏みにじられた人権を回復するために、どのようなことが出来るのかを考えようと、「戦争と女性への暴力を考える北海道キリスト者の会」が新たに生まれたのです。新しいメンバーも加わり、11月14日にVAWW-NET Japanから松井やよりさんに来ていただき、「慰安婦問題の真の解決を求めて」という講演会を開きました。予想以上の160名もの参加者が熱心に聞き入り、会場では関係書籍の販売や「慰安婦のための賠償法制請願」署名、「12・12国際シンポジウム」のためのカンパ協力をすることができました。

今後はVAWW-NET Japanからの情報も参考に学び合い、必要に応じて活動していくことにしています。歴史をきちんと清算して、非暴力による真の平和がくることを祈りつつ、2000年の「女性国際戦犯法廷」という目標に向けて、北海道からもエールを送ります。

★★「女たちの共同アピール」にご賛同ください！！★★

1月から始まった通常国会で周辺事態法をはじめとする新ガイドライン関連法案の審議が開始されようとしています。すでに自衛隊と米軍の一体化をすすめる日米共同演習が実戦さながらに繰り返されており、演習の際の民間への協力依頼の実例が蓄積され、米軍部隊に対する後方支援能力の調査が各地の民間港などで始まるなど新ガイドラインの具体化が進行しています。こうしたことは決して見過ごすことのできない事態です。私たちはガイドラインそのものに異議を唱え、抗議の声をあげたいと思います。「女たちの共同アピール」に多くの皆さんの賛同を呼びかけます。

今後、国会審議日程に合わせて3月中旬前後に国会周辺での行動を予定しています。このアピールは、その際記者会見などで発表いたします。

★アピール活動経費を含め、賛同カンパをあわせてお願いいたします。

振込先：郵便口座 00160-2-659966 (共同アピールカンパと明記)

加入者名：NO!レイプNO!ベースバッジの会

ご賛同いただける方は、「『女たちの共同アピール』に賛同します」、名前、所属等、住所、電話、FAX、名前の公表(YES・NO)を明記して、下記までFAXでご送付ください。集約は3月10日、以後も継続します。

<賛同署名送付先>

FAX 03-3816-1824 (日本婦人会議)

FAX 03-3401-3453 (婦人民主クラブ)

<呼びかけ>

止めよう「戦争協力法」女たちの連絡会：あきら／戦争への道を許さない女たちの会

退職婦人教職員全国連絡協議会／日本キリスト

教婦人矯風会／日本婦人会議／日本YWCA／婦

人民主クラブ／NO!レイプNO!ベースバッジの会

「女たちの共同アピール」私たちは新ガイドライン関連法案制定に反対します！

今、周辺事態法をはじめとする新ガイドライン関連法案が国会にかかっています。この新ガイドラインはこれまでなし崩し的に強行されてきた日本の軍事力の拡大を追認し、「有事」つまり戦争の際に自衛隊が「後方支援」の名の下、米軍の判断に従って、協力し参戦することを規定しています。自民党と自由党の連立は、この法案を成立させるためのものであり、PKFの凍結解除についても合意されました。これらの行き着く所は憲法改悪であり、両党は明文改憲に向けて「憲法調査常任委員会」を設置することでも合意しました。これまでの日米安保の枠組みを大きく踏み出し、戦争遂行を可能にする一連の動きにアジア各国からも大きな懸念の声があがっています。

すでに、新ガイドラインに基づく日米共同演習が各地で実戦さながらに行われています。米軍は民間空港・港湾施設を使用し、実弾演習に伴って米軍の物資や兵員が民間業者によって輸送されるなど、新ガイドラインの先取りが着々と進められています。

そして、昨年12月の米英軍によるイラク空爆には、日本の米軍基地からも米海兵隊などが出撃しました。イラクへの力による制裁は国際的に大きな批判を浴びましたが、日本政府はいち早く支持を表明しました。このことは、法案が成立した場合、こうした軍事行動に日本政府も積極的に荷担していくことを示しています。

日本政府の軍事優先の社会づくりは、私たちの生活と権利を脅かし、9条をはじめとする憲法の原理を根本から否定するとともに、アジアの平和を脅かすものであり、絶対に許すことはできません。

市民を戦争協力に巻き込む新ガイドラインに対し、私たちは強く抗議します。日米安保体制のあり方を根本的に見直し、軍事に依らない安全保障を実現することを求めます。

私たちは、新ガイドライン関連法案の制定に強く反対します。

関釜裁判控訴審始まる

花房 恵美子 (戦後責任を問う関釜裁判を支援する会)

関釜裁判の控訴審第1回口頭弁論が2月23日、広島高裁で行われた。広島・福岡・山口ほか、四国・九州・関西各地から130人近い人が駆けつけ、45名しか入廷できなかった法廷前廊下は、交流会会場になった。昨年末、地元「関釜裁判を支える広島連絡会」「関釜裁判を支える福山連絡会」が結成され、この裁判が西日本の「慰安婦」問題・戦後補償問題を考え、取り組んでいる人々の関心の的になってきていることを感じた。

裁判では女子勤労挺身隊だった朴小得(パクソドク)さんが「惨めな人生だったが誇りをもって生きたい」と裁判にかけの思いを語り、「法にもとづいて連れていったはずなのに、処理する法律をなぜつくらないのか」と意見陳述した。「慰安婦」原告朴頭理(パクトッリ)さんは「願いはたった一つ。日本政府の謝罪と賠償」と訴えた。更に原告代理人李博盛弁護士は、「一審判決であるべき法のあり方が浮かび上がった。挺身隊原告に対し立法不作為を認めなかったが、彼女らの皇民化教育によ



る民族的アイデンティティの分裂と、現在も続く心身の傷は被害の継続であり、救済の必要性は「慰安婦」原告とくらべて勝とも劣らない。一日も早く司法救済」を求めた。

裁判は今後国側が避けたかった事実審理に入ることになる。「慰安婦」制度の実態、日韓条約の評価、「アジア女性基金」の評価等、本質的な問題が論争されていくことになる。

一審下関判決から一年近く経ち、朴頭理さんの食は細くなり、足は弱くなった。朴小得さんは、裁判を続けることに反対する息子とケンカして脳内出血をおこし、数ヵ月右手右足が不自由だった。彼女たちに残された時間の短さを思う。

昨年暮れにアジアの戦争被害の真相究明に向けて、超党派の国会議員連盟が発足し、立法化にむけて大きく動き出している。市民の側の取り組みがまだ不十分だが、今年は真相究明法成立にむけて頑張りたい。

★関釜裁判を支援する会:

電話 092-713-1879 FAX 092-713-1880

郵便振替口座 01740-0-47678

★「慰安婦」裁判弁護団が補償法案作り着手★

「下関判決」を生かすために

去る1月22日、戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会と戦後補償ネットワークの呼びかけで、「戦後補償裁判の現況と今後の課題'99」が行われた。その席上、在日・オランダの慰安婦裁判を担当している藍谷邦雄弁護士が、元「慰安婦」に対する補償立法の実現を期し、法案要綱を準備するために、「元「慰安婦」補償

立法を求める弁護団協議会」を結成したことを発表した。

この協議会は、関釜、フィリピン、オランダ、中国、在日、中国・山西省、韓国の補償請求裁判の弁護士たちで構成され、今春提訴予定の台湾「慰安婦」賠償請求裁判の弁護士も加わることになるという。

人道に対する罪のお勉強

前田 朗 (東京造形大学)

私は刑法専攻ですが、国際法はまったく勉強していなかったため、国際刑法も素人です。この間、クマラスワミ報告書やマクドゥーガル報告書を読む中で少し勉強した程度です。また、関東学院大学等の仲間と「戦争犯罪法研究会」を97年に発足させて、勉強を続けています(その成果の一部は戦争犯罪法研究会「人類の平和と安全に対する罪の法典草案および注釈」関東学院法学七巻三・四号、八巻一号1998)。というわけで、現在お勉強中です。そこでお勉強の経過を少しお知らせいたします。

「女性に対する暴力」が注目を集め、犯罪者処罰の必要性が本格的に唱えられるようになったのが比較的最近のことであることはご承知の通りです。ちなみにクマラスワミ報告書の詳しい紹介は、前田「女性に対する暴力」クマラスワミ報告書の紹介」あごろ235号~244号を参照願います。戦時における女性に対する暴力、とりわけ性奴隷、組織的強姦、強制売春についても同様であることもご承知の通りです。人道に対する罪の規定をみても、ニュルンベルク・東京裁判条例から98年の国際刑事裁判所規程に至るまでの変遷があります。その変遷の過程については、前田「三光政策の戦争犯罪論」季刊戦争責任研究の次号(99年3月予定、まもなくです、日本の戦争責任資料センター)に書いておりますのでご参照ください。

さて、戦争犯罪法廷において性暴力がきちんと裁かれずきたとすれば、国際法学の認識も同じレベルにとどまっていたのではないかと思います。そこで今回は、国際法学の分野で定評のある藤田久一著「新版国際人道法」(1993年、有信堂)を開いてみました。著者は当時、東京大学法学部教授で、「軍縮の国際法」「ホーンブック国際法」「軍縮条約・資料集」などの著作があり、特に「戦争犯罪とは何か」(岩波新書)で知られています。この分野の権威的存在といえます。本書は300ページに及ぶ概説書、つまり教科書です。内容はかなり高度で、

法学部学生というよりも大学院生の教科書といった方がよいかもしれません。目次は以下の通りです。

序論 国際人道法の概念

第一編 戦争概念の転換と国際人道法の位置

第一章 戦争法から人道法へ

第二章 人道法の有効性

第三章 人道法の実効性

第二編 国際武力紛争と人道法

第一章 国際武力紛争の範囲

第二章 害敵手段・方法の規制

第三章 武力紛争犠牲者および財産の保護

第四章 人道法の適用確保と違反行為の処罰

第三編 非国際武力紛争と人道法

第一章 内戦と戦争法・人道法の関係

第二章 非国際武力紛争の人道法

補論 現代武力紛争と人道法の適用



人道法の体系的な整理がなされています。もちろん中心的な条約はハーグ陸戦法規やジュネーブ条約(1949年の条約、および1979年の議定書)です。

さて、そこで性暴力です。

1. 人道に対する罪についてまとめた言及をしているのは第二編第四章第二節「人道法違反の責任と処罰」ですが、そこでは、国家の責任、個人の処罰について10ページほど叙述していますが、性暴力への言及はありません。人道に対する罪の規定を引用しているのが「奴隷化」という語句が一度だけ登場します。

2. 狭義の戦争犯罪にかんしての文民の保護、一般住民の保護の部分では、やはり条文の引用の形で「女子に対する特別の保護」という語句が出てきます(この1箇所のみ)が、性暴力には特に言及がありません。児童の保護やジャーナリストの保護については詳しい論述がなされています。

★国際社会はわたしたちの味方です★

一読者よりみなさんへマクドゥーガル報告のお勧め一

関典子

昨年秋のピノチエト逮捕にわたしは驚いた。その少し前、「重大な国際犯罪は世界のどこでも裁判ができる、国際社会全体に反するものなんだから各国の責務だ」というマクドゥーガル報告を訳しながら思ったものだ—そのとおりなんだけど、実現できるのは一体いつになるのやら。ところがそれからほんの数週間では現実となった。

戦時・性暴力は利用も放置されるのも多すぎる。国際法も国内法も「公」の世界のオトコの論理で女にとってはあらかた不都合な上に、女のためになるルールはまともに使われない。性暴力の被害は男性も受けるが、オトコ社会の位置づけのせいで女性の方が受けやすく、ただでさえ危ないのに戦争になるとなお危ない。戦争でも強かんはダメというのはとくに世界の常識だったのに

「戦争にはつきもの」という言い訳がまかりとおってきたのは、加害者が裁判にかけられたり処罰されたりすることが少なすぎたからだ。地球社会は断固として立ち上がらなくてはならない。

日々ひしひしと感じるこういうことを、マ報告は国連の場でも通じるコトバで断言する。オトコ社会の仕組みを女の目でプロフェッショナルに解き明かす。その明解さがまず気持ちいい。戦争がないのに性暴力が闊歩する社会に戦時の性暴力を防げるわけがない、ここからこう変えよう、という分析と提言も明解だ。今、自分が例えば職場のセクシュアル・ハラスメントに取り組むことが、「慰安婦」や今も各地で「性奴隷」とされている少女たちのためにどう役立ち得るかが見えてくる。

マ報告本文は世界全体に関するもので「慰安婦」報告書ではない。その本文が冒頭で言う。原動力は「慰安婦」問題への世界の認識の高まりであり、過去の戦時・性暴力の救済が重要だからこそ、付属文書として特に「慰安婦」問題をとりあげるのだ、と。世界各地で性暴力

に取り組む人たちが言う「彼女たちが名のりてくれたおかげ」を、国連が未来の世代に文字で残す。国際世論はもう結論を出したのだ。

ところで、マ報告は、旧ユーゴやルワンダなど紛争中の大規模な性暴力事件を例に、女性や人種・民族などへの偏見を強化して性暴力が起きやすい雰囲気をつくらせた者は実行犯と同罪とされる可能性がある、とする。「慰安婦」は単なる売春婦だと叫び、アジアの女はオトコの性のおもちゃにすぎないという見方を煽る人々は、チマ・チョゴリの少女を取り囲んで切り付ける者たちと自分が国際社会からは同罪と見られかねないことに、気づいているのだろうか？

拘束力こそないが、マ報告は、ピノチエトさえ逮捕される現実の反映に他ならない。国際政治という国家の論理・オトコの論理の最たる場でさえ何が変わりつつある。動き出したものはもう止まらない。「逆風」はコップの中の嵐だと感じられて二重の意味で元気になる痛快な国連文書「マクドゥーガル報告」を、みなさんも読んでみませんか？

【おまけのCM】

著者ゲイ・マクドゥーガルさんは米国南部出身のアフリカ系アメリカ人女性。

国連人権委員会小委員会の専門委員、NGO「国際人権法グループ」所長。長年にわたって米国内や南アフリカ、ナミビアの人権問題に取り組む。

「戦時・性暴力をどう裁くか

国連マクドゥーガル報告全訳

VAWW-NET Japan 編・筑風社

著者を直撃インタビュー（われらの松井代表による）

法律がわからなくても読めるフツウの日本語
関連国際法がわかる詳しい索引と解説

採択時の日本政府の妨害もわかるルポ

韓国、フィリピンからのエール

これが全部ついて、たったの1200円はお買い得！

FAXかEメールで事務局にご注文を。

協議会結成の背景となったのは、昨年4月27日の山口地裁下関支部での関釜裁判判決。判決は「慰安婦」とされた女性が被った被害は重大な人権侵害であり、回復の措置をとるべき義務が国会にあったのに、事実を認めてから措置をとるために必要な3年を経過してもこれを怠った」として、元「慰安婦」原告1人あたり30万円の支払いを国に命じた。この「立法不作為」の判決を生かそうと、昨年六月に各「慰安婦」裁判の支援者らが「下関判決を生かす会」を発足し、全国会議員に「下関判決文」の配布やアン

「在日元「慰安婦」謝罪・補償請求裁判が結審

判決は5月28日に

根本 敦子（在日の慰安婦裁判を支える会）

2月19日、在日の元「慰安婦」宋神道（ソンシンド）さんの裁判が東京地裁で結審した。この日、東京地裁には傍聴券を求めて約150人が並んだ。法廷では原告側弁護団より最終準備書面が提出され、藍谷邦雄、小沢弘子、金敬得、中下裕子、渡辺智子弁護士が陳述、「加害国が自らをどう裁くか、国際社会が注視している」と、司法の果たすべき役割と責任を強調した。最後に宋神道さんが「国がやったことだ、血も涙もある判決を」「二度と戦争しちゃいけねえ」と力強く陳述をしめ

くくると、傍聴席から拍手が沸き起こった。

宋さんは加害国日本で戦後を生き、ただ一人名乗り出て、政府に対して謝罪と補償を求めて闘っている。提訴から6年、21回を数える口頭弁論の度に上京。その他市民集会、学校の授業での証言に各地へ出かけ、その事実を語ってきた。被害当時者への謝罪と補償を勝ちとることは、歴史教育を生きたものにし

ていくことであり、戦争をさせないことへとつながっている。日米新ガイドラインをめぐる状況が緊迫しているときだからこそ、宋さんの「二度と戦争しちゃいけねえ」という訴えに注目し、5月28日の判決日には沢山の人が東京地裁に集まっていたらいいように、お願いします。

在日の慰安婦裁判を支える会は、目前にせまった判決にむけて、緊急のメッセージ署名の協力を呼びかけています。東京地裁成田喜達裁判長あてのハガキ署名で4月末まで。ハガキは用意していますので、詳しいことは支える会までお問い合わせください。

最終準備書面がパンフレット「『宋さんといっしょ』PART3」として近日発売の予定。「PART1—本人尋問」「PART2—証人尋問、鑑定書」他もどうぞよろしく。

★在日の慰安婦裁判を支える会：

電話 042-241-0251 FAX 03-3785-1182

郵便振替口座 00130-0-760722



★聞き取り調査を「草の根の記録運動」に！★

戦犯法廷・調査チームからの報告とお願い

2月18、19日にソウルで開催された戦犯法廷国際会議で、ついにWTIOC（女性国際戦犯法廷国際実行委員会）が立ち上がりました。国際会議においても調査の進め方が話し合われ、特に資料や地域調査については各国との連携を密に進めていくことが確認されました。

2月22日には調査チーム会議が東京で開かれました。現在、日本国内の調査・研究は以下の5つの柱で進められています。

- (1) 地域別調査（韓国・北朝鮮、台湾、中国、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ビルマ、グアム、日本 他）
- (2) 指揮・命令系統に関する調査・研究
- (3) 資料調査（東京裁判、BC級戦犯裁判、その他軍関係資料）
- (4) 旧日本軍人に対する実態・意識調査（アンケート・面接）
- (5) 思想的・構造的な研究（加害の構造と意識、日本軍の特質、戦時・戦後の意識と責任問題 等）

会議ではこれらの柱について確認を行いました。またWTIOCで被害国から出された問題提起―被害者の立場を重視し、被害者の戦後の状況、心身に残された傷とその影響をおさえること、各地域の被害者の中からどの証人を選ぶ

か、などについても話し合いました。5つの柱については映像（ビデオ）や文書で記録に残します。2000年に向けて、出版を進めていくことも合意されました。

調査チームは全国各地のメンバーで動いています。調査・研究には、各地域ごとに提訴されている「慰安婦」裁判、性暴力被害裁判の原告や支援する人々との連携や、歴史学だけではなく様々な分野の研究者の協力が必要です。関西地区や九州地区など、VAWW-NET Japanのメンバーが多く住む地域に出向いて話し合う機会を持ちたいと考えています。特に軍人アンケート調査や、被害女性・軍人などの聞き取りの映像記録は、各地の多くの皆さんの参加と協力なしには不可能です。アンケートは調査・質問項目をつめているところです。映像記録は初めてビデオを回す人のためのマニュアル・ビデオ（17分）がまもなくできあがります。調査・研究活動を、広範な女性たちによる「草の根の記録運動」にしていこうではありませんか。

調査に協力できそうな方や情報をお持ちの方は是非、ご一報ください。VAWW-NET JapanあてにFAX（03-5337-4088）かEメール（vaww-net-japan@jca.ax.apc.org）で、「調査チーム担当」と明記してください。映像記録に関しては、FAX（03-3305-8539 池田）まで。

グアテマラ歴史的記憶回復プロジェクトについて

15万人の死者と5万人の行方不明者を出したグアテマラ内戦の真相究明をめざす歴史的記憶回復(REMHI・レミー)プロジェクトが昨年12月多田瑠子反権力人権賞を受賞したが、「女性国際戦犯法廷」に向けての真相調査活動の参考になるので、来日した代表の1人、オフィリア・チリシュさんに話を聞いた。先住民族マヤ女性で人類学専攻のオフィリアさんはレミーの調査に参加し、また、「虹」という女性グループを

つくってマヤ女性の経済的自立や文化の問題に取り組んでいる。

グアテマラは96年12月の和平協定で26年にわたる内戦に終止符を打ったが、カトリック教会が、真実を知ることなしに和解はないと、レミー・プロジェクトを提唱、約600人のアニメーター（和平推進者と呼ばれる）をインタビュー・トレーニングなどもして調査にあたらせ、6,500人（92%被害者、8%加害者）の証言を

集めた。その61%は15のマヤ語で収集されてスペイン語に訳され、証言をもとにした1,400頁の報告書4巻が98年4月に公表された。（その2日後にレミー代表ヘラルディー司教が暗殺された）報告書の中の「暴力被害者から意識化へ」という章はジェンダー暴力に関するもので、担当したヨランダ・アギラールさん自身家族を失い、自分は15歳のとき拉致され強かんなどの性拷問を受けた内戦被害者だった。レミーの調査員の3分の2は男性で、6,000件以上の証言のうち女性への暴力についてふれていたのは185件だけだった。ジェンダーの視点に欠けていたことに気づいたヨランダさんたちが97年女性に対する暴力調査特別チームを作ってこれらの証言を分析した。「女性の肉体が政府軍兵士にとって戦利品、賞品とみなされ、あるいはゲリラやシンパへのみせしめや侮辱として、さらに家族の命を助ける代償として、妻や娘を強かんした。女性への拷問は強かんだけでなく、性器や膣へ棒を突っ込み、乳房を切り取り、妊婦の腹を割いて胎児を取り出すなどさまざまな性暴力が加えられた。300人の男に強かんされた女性もいた」など、証言を読んだチームのメンバーが精神的に耐えられずに作業を中断することもあったという。しかし、この章では同時に、女性たちが暴力被害者であるだけでなく、家族の生活や集団の維持、さらには民主主義の実現にどれだけ大きな役割を果たしたかも報告している。

証言を読むチームのメンバー、グラシエラ・アスミティアさんは「父と姉と兄が誘拐され行方

不明のまま、私自身暴力の犠牲者です。声をあげることに
よって皆が歴史の事実を知り、過ちを繰り返さないことが必要だとレミーに参加しました」と述べている。」レミーが登録して虐殺事件の6件に1件は

強かんがあったというが、オフィリアさん自身調査した経験から、「女性たちはほとんど自分が性暴力を受けたことについて語らなかった。マヤ社会では性に関してはタブーであり、恥ずかしいことだと隠すわけです。それにいやな体験を思い出したくないと思っています。加害者が同じ村にいたので話すことができない場合もあります。」と、性暴力について沈黙を強いられている状況を語った。

アジアの元「慰安婦」たちが50年近い沈黙を破って名乗り出たことや「女性国際戦犯法廷」などについて伝えると、オフィリアさんは強い関心を示し、「グアテマラでも法廷のようなものを開いてはという案も出ています」とVAWW-NET Japanとの交流を希望していた。レミーの報告書の女性の章の英訳（仮訳）を全文入手していますので、だれか要約でもしてくださるボランティアはいませんか。

写真はオフィリア・チリシュさん

（松井やより）

★平和キャンペーンに参加しよう！★

今年は、1899年に当時ロシア皇帝であったニコライ2世が呼びかけにより開催された第1回ハーグ平和会議の100周年にあたる記念すべき年です。今世紀は恐怖の大戦があり、今だに世界各地で武力紛争が絶えません。第1回ハーグ平和会議の100周年の記念行事があいついでハーグで開かれます。

5月11日から16日にかけて、NGOが主催する平和キャンペーン「ハーグ平和アピール1999」。これは戦争の違法化に向けて今世紀最後に行われる最大の平和構想（イニシアチブ）です。このキャンペーンには全世界のNGOを総集結して世界の平和と人権への貢献を目指します。アナン国連事務総長、ノーベル平和賞受賞者などが支持、出席を表明しています。この間に開かれる国際会議では国際刑事裁判所、旧ユーゴスラビア、ルワンダなどの国際法廷など不処罰、訴追問題が中心に議論される予定です。続けて、17日から19日には各国政府によって開催される第1回国際平和会議百周年行事があります。

VAWW-NET Japanも代表をハーグに送る予定です。